



取組み項目	取組の評価
組織体制の見直し	ある程度達成している
経営基盤の充実・強化	十分達成している
役員数及び給与制度の見直し	ある程度達成している
財政的関与の見直し	十分達成している
人的関与の見直し	十分達成している
経営情報の開示	ある程度達成している

【総評】

- 保証案件の増加、代位弁済の減少、回収強化等により、財務の健全性を維持し、経営基盤の強化、充実に努めていることは評価できる。
- 農業経営環境が厳しさを増している中で、今後とも、農業者等の多様な資金需要に迅速かつ的確に応えられるよう、当法人の設立目的に沿った業務運営に努めていただきたい。

1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

(1) 組織体制の見直し	【評価：ある程度達成している】
<ul style="list-style-type: none"> 役員は9名で、農協、県、市等から就任しており、うち1名が常勤（専務理事）である。 組織体制は、総務部（総務課）業務部（審査課、管理課）の2部3課体制で業務を行っている。 業務知識を習得させるために積極的に通信教育・集合研修に参加させ、人材育成に取組むとともに、全職員を対象とした職員会においてコンプライアンスの周知徹底に努めている。 	
(2) 経営基盤の充実・強化	【評価：十分達成している】
<ul style="list-style-type: none"> 積極的な営業活動等による保証案件の増加、適正な保証審査による代位弁済の減少、融資機関との連携による求償権の回収強化等による収入増加の取組みに努めることにより、財務の健全性の維持や、経営基盤の強化・充実に取組んでいる。このため、経営指標を表す「弁済能力比率」は平成21年度で1,164%であり、経営の健全性判断基準である200%を大きく上回っており、保証債務の弁済能力は充実している。 農業者を取り巻く環境が厳しさを増しているため農業資金の融資実績が低迷し、債務保証残高に占める非農業者に係る資金の割合が年々増加している。当法人の経営基盤の強化を図るためには、非農業者に係る資金の割合の増加はやむを得ない側面もあるが、引き続き農業者が必要とする資金への債務保証という当法人の設立目的に沿った業務運営に留意する必要がある。 その点、新たな取組として、平成21年度にJA以外の民間金融機関（銀行等）と初めて債務保証契約を締結し、JAと取引のない農業者等の利用が可能となった点については評価できる。今後ともこうした取組により、農業者の幅広いニーズへの対応に努められたい。 	
(3) 役員数及び給与制度の見直し	【評価：ある程度達成している】
<ul style="list-style-type: none"> 役員数は9名であったが、改革期間中、変動はなかった。 職員数は、平成17年度中の退職者1名については、電算システムの導入等による事務の効率化で対応し、補充を行わなかった。以降、保証事業量の拡大・厳正な保証審査・求償権の管理回収強化を図るためには増員が必要な状況の中、契約社員の採用及び事務効率を高める等で平成17年度末の水準（12名）を維持してきたが、平成21年度は事務量の増加等に対応するため1名増員した。 役員給与については、従来より農協系統団体に準じている。 	

2 県の関与の適正化に向けた取組

(1) 財政的関与の見直し	【評価：十分達成している】
<ul style="list-style-type: none"> 県では、担い手農家が農業制度資金の融資を受ける際に無担保・無保証人で保証が受けられる仕組みの構築に伴い、当法人が保証引受リスクに備えて積み立てる特別準備金に対し、助成を行っている。これは、当法人の積極保証を維持させ、県の政策目的を達成するためのもので、農業者への円滑な融資の実施に必要であり、継続は認められる。なお、当法人の経営状況が堅調なことにより、平成21年度に県の補助金算定基準の見直しを行っ 	

ている。

- ・ 農業経営改善のための短期運転資金である農業経営改善促進資金の原資として当法人が基金を造成するための貸し付けを行っている。これは、当法人の積極保証を維持させ、県の政策目的を達成するためのものであり、当法人の財務基盤の安定、農業者への円滑な融資の実施に必要であり、継続は認められる。

(2) 人的関与の見直し

【評 価：十分達成している】

- ・ 県職員の派遣や県退職者の役職員への就任はない。
- ・ 非常勤の理事に農林水産部長が就任しているが、当法人の経営に当たっては、県や農協等関係機関と緊密な連携を図る必要があることなどから必要性は認められる。

3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

経営情報の開示

【評 価：ある程度達成している】

- ・ 経営情報について、収支計算書及び貸借対照表を法人ホームページにて公表している。
- ・ 情報公開要綱を定めていない（県出資比率 25%未満の法人であるため、県情報公開条例に基づく努力義務の対象外）。